

調書(決定)

事件の表示 平成30年(行ヒ)第105号
決定日 平成30年7月12日
裁判所 最高裁判所第一小法廷
当事者等 別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示 大阪高等裁判所平成29年(行コ)第22号(平成29年10月3
1日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人兼申立人兵庫県参加人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成30年7月12日

最高裁判所第一小法廷

別紙

当事者目録

申立人兼申立人兵庫県参加人	X 1 株式会社
申立人兼相手方	兵庫県
同代表者	兵庫県労働委員会
相手方兼相手方兵庫県参加人	Y 1 労働組合 Y 2 支部
相手方	Y 3
相手方兼相手方兵庫県参加人	Y 4
相手方	Y 5